

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	02_別添資料1.要件定義書	13	2.7	ア		1	<p>【要件定義上の記載】 そのため受注者は、提案時において以下の要件を前提に認証認可処理部の必須要件を動作実証映像として取りまとめ、提案書とともに提出すること。</p> <p>【意見】 認証認可処理部の(工)のDのスロットリング制限発生時の動作実証映像の提出の免除をお願いいたします。</p>	動作実証映像の作成が困難なため、メーカーの機能証明にて代替検討のため。	ご指摘を踏まえ、要件定義書に所要の追記をいたします。
2	意見	02_別添資料1.要件定義書	17	4.6	オ	(イ)	1	<p>【要件定義上の記載】 電源：交流100V又は200V 50Hz（10A以下）2回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること）</p> <p>【意見】 「交流100V又は200V 50Hz（2000W以下）2回路」をご検討よろしくお願います</p>	ご提案構成を柔軟に提案できるため。	ご意見を勘案し、要件定義書に所要の修正をいたします。
3	意見	02_別添資料1.要件定義書	10	2.4	エ	(工)D	1	<p>【要件定義上の記載】 受注者は、デジタル庁が全庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 運用影響を受けないようにする仕組みとして、スロットリング制限発生時において、端末の状況変化は検知できないため検知できるまで現状動作を継続することにより運用影響がないとする仕組みの緩和を検討よろしくお願います。</p>	スロットリング制限発生時に端末側の状態検知を緩和することで、提案構成を幅広く実現可能となるため。	ご指摘を踏まえ、「運用影響を受けない仕組み」から「運用影響を軽減する仕組み」に修正いたします。
4	意見	02_別添資料1.要件定義書	2	2	2.1	ウ	4	<p>統合管理監視システム 本調達において導入する上記「イ」のネットワークシステム全体を監視し、GSSが整備する統合監視システムと連携するシステム</p> <p>【意見】 提案にあたり、整備済のオーバーレイネットワークシステム及び統合監視システムとは独立したシステム構成の検討よろしくお願います</p>	整備済のオーバーレイネットワークシステム及び統合監視システムと連携となります構成が限定され、公平性に欠けるため、独立したシステム検討よろしくお願います	ご提案は、整備済のオーバーレイネットワークシステム及びGSSが整備する統合監視システムとは独立したシステム構成の検討をお願いいたします。
5	意見	02_別添資料1.要件定義書	2	2	2.1	ア	4	<p>オーバーレイネットワークシステム 別紙1にて指示する拠点内のネットワークシステムとこれらを集約するデータセンタ（以下、GSSDC）で提供されるネットワークサービスを示す。本調達の各導入拠点では「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）にて整備済みであり、調達の対象外となる</p> <p>【意見】 提案にあたり、整備済のオーバーレイネットワークシステムの制限を受ける事が想定されるため、制限を受ける場合は整備済のオーバーレイネットワークシステムの改修をご検討よろしくお願います。また改修に係る費用は本調達の対象外としていただきますよう、ご検討よろしくお願います</p>	整備済のオーバーレイネットワークシステムの制限を受ける事が想定されます。提案構成によりオーバーレイネットワークシステムの制限を受ける場合はオーバーレイネットワークシステムの改修を実施お願います。改修に係る費用は含まない事としていただけますよう、ご検討よろしくお願います	基本的に整備済のオーバーレイネットワークに合わせて機能するネットワークシステムのご提案をお願いいたします。 なお、整備済のオーバーレイネットワークシステムに改修が必要となる場合、費用については事業者決定後の検討とし、本調達の対象外であることを明記頂いて構いません。
6	質問	02_別添資料1.要件定義書	4	2.4	ウ		1	<p>【要件定義上の記載】 また、各庁が既存のネットワークにGSSでは整備を行わない各種個別のシステム（以下「個別システム」という。）が整備されている。</p> <p>【質問】 「03_別添資料1_別紙1_拠点一覧」内に個別システム数の記載がありませんが本調達案件では個別システム接続はない解釈でよろしいでしょうか</p>	調達仕様(機器構成)の明確化のため。	本調達において対象となる個別システムはございません。ご指摘を踏まえ要件定義書に所要の修正をいたします。
7	質問	02_別添資料1.要件定義書	10	2.4	エ	(工)D	1	<p>【要件定義上の記載】 受注者は、デジタル庁が全庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【質問】 運用影響を受けないようにする仕組みとは、スロットリング制限発生時において、端末の状況変化は検知できないため検知できるまで現状動作を継続することにより運用影響がないとする理解でよいでしょうか</p>	仕様を明確化するため	ご認識のとおりです。 本要件は、ご質問の点のみならず、スロットリングそのものを起きにくくする提案も含まれます。
8	質問	02_別添資料1.要件定義書	13	2.7	ア		1	<p>【要件定義上の記載】 そのため受注者は、提案時において以下の要件を前提に認証認可処理部の必須要件を動作実証映像として取りまとめ、提案書とともに提出すること。</p> <p>【質問】 認証認可処理部の(工)のDのスロットリング制限発生時の動作実証映像の提出は免除できますでしょうか</p>	仕様を明確化するため	ご指摘を踏まえ、要件定義書に所要の追記をいたします。
9	質問	02_別添資料1.要件定義書	17	4.6	オ	(イ)	1	<p>【要件定義上の記載】 電源：交流100V又は200V 50Hz（10A以下）2回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること）</p> <p>【質問】 交流100Vにおいても10A以下でしょうか？ 「交流100V又は200V 50Hz（2000W以下）2回路」に変更いただけませんか</p>	電源要件の明確化のため。	交流100Vにおいても10A以下を想定しておりましたが、ご意見を勘案し、要件定義書に所要の修正をいたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
10	質問	O2_別添資料1_要件定義書	2	2	2.1	ア	1	オーバーレイネットワークシステム 別紙1にて指示する拠点内のネットワークシステムとこれらを集約するデータセンタ（以下、GSSDC）で提供されるネットワークサービスを示す。本調達の各導入拠点では「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）にて整備済みであり、調達の対象外となる  【質問】 提案にあたり、整備済のオーバーレイネットワークシステムの制限を受けずに構成できるか検討するため、構成及び設計の開示よろしくをお願いします	仕様を明確にするため	「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）にて整備済のオーバーレイネットワークシステムの構成及び設計については、閲覧資料の範囲内でご確認願います。
11	質問	O2_別添資料1_要件定義書	2	2	2.1	ウ	1	統合管理監視システム 本調達において導入する上記「イ」のネットワークシステム全体を監視し、GSSが整備する統合監視システムと連携するシステム  【質問】 提案にあたり、整備済のオーバーレイネットワークシステム及び統合監視システムとの連携及びライセンス数の制限を受けずに構成できるか検討するため、構成及び設計の開示よろしくをお願いします	仕様を明確にするため	GSSが整備する統合監視システムとの連携に関わる仕様等については、閲覧資料の範囲内でご確認願います。
12	意見	O2_別添資料1_要件定義書	17	4	(付録A)	オ	4	TYO2で利用可能な空間・電源要件が示されていますが、本調達で利用するにあたり潤沢な容量がない認識です。既に貴庁で整備済みの法務省向け「統合管理監視システム」、「認証認可処理部」、「WLC」のリソースを本調達で活用することで、TYO2（及びOSA2）への追加の機器設置を抑えることが可能と考えますが、既存設備を増強・利用する提案も可能でしょうか。GSS-NW全体として効率的なリソースの利用に資するものと思料します。		省内ネットワークシステムの構築にあたり、整備済みの環境について当該整備事業者と連携することを願います。ただし、その環境を利用することの可否は当該事業者を含めた協議を要し、整備済の環境が使用期間を終了した後の機能提供まで考慮する必要があります。ご提案は本調達の要求を充足するようお願いいたします。
13	質問	O2_別添資料1_要件定義書	1	1	1	-	1	「令和8年度以降に見込まれる新設または移設拠点についても対象とすること。令和8年度の対象拠点は別紙1のとおり。令和9年度の増減規模としては15と想定する。令和10年度以降は協議の上、対応することとする」とありますが、本調達の業務範囲で機器を調達し対応する新設・移設拠点は令和9年度までであり、令和10年度以降は含まない、という理解で相違ないでしょうか。	本件のスコープを明確にするため。	本文記載のとおり「令和10年度以降は協議の上、対応することとする」になります。
14	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	ア	1	「本調達では末端部が提案の対象となり、基幹部は対象外となる。」とありますが、一方で、図1では基幹部が省内ネットワークシステムに位置付けられており、1.2章に記載のとおり「省内ネットワークシステムを構築する機器」が本調達の調達物品であることから、基幹部も本調達で調達する機器に読み取れます。基幹部は本調達の範囲に含まない認識でよいでしょうか。	本件のスコープを明確にするため。	ご指摘の通り、基幹部は本調達の範囲に含まれません。ご指摘頂いた内容について要件定義書に所要の修正をいたします。
15	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	ア	1	「本調達では末端部が提案の対象となり、基幹部は対象外となる。」とありますが、別途貴庁が準備される各拠点の基幹部のポート数は事前に提示されますでしょうか。末端部の構成を提案するにあたり、前提となる認識です。（末端部である程度集約した上で基幹部に接続するかどうか）	正確な見積積算のため。	基幹部のポート数について、閲覧資料として提示いたします。
16	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	「個別システムの接続については、デジタル庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。」とありますが、別紙1に個別システムの接続を示す記載がありません。当該スイッチは本調達で提供する必要がありますでしょうか。	本件のスコープを明確にするため。	本調達において対象となる個別システムはございません。ご指摘を踏まえ要件定義書に所要の修正をいたします。
17	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	「別紙1の拠点においては、フロアスイッチやエッジスイッチ末端部での利用端末数が、100以上が見込まれる場合、末端部と基幹部は、10GBase-Xメディアを2つ利用し、100未満の場合は、1Gbase-Xメディアを2つ利用して接続すること。」とありますが、利用者端末数とは別紙1の「GSS端末利用者数」を指しますでしょうか。或いは、「複合機の台数」と「プリンタの台数」も含まれますでしょうか。	正確な見積積算のため。	利用者端末数には「複合機の台数」と「プリンタの台数」も含めていただければと思います。
18	質問	O2_別添資料1_要件定義書	13	2	7	イ	1	「デジタル庁が提供するGSS-NWとの接続点である相互接続集約ネットワーク機器に～」と記載がありますが、一方で、図1では相互接続集約ネットワーク機器は省内ネットワークシステムに位置付けられており、1.2章に記載のとおり「省内ネットワークシステムを構築する機器」が本調達の調達物品であることから、相互接続集約ネットワーク機器も本調達で調達する機器に読み取れます。相互接続集約ネットワーク機器は本調達の範囲に含まない認識でよいでしょうか。	本件のスコープを明確にするため。	ご指摘の通り相互接続集約ネットワーク機器は本調達の範囲に含まれません。ご指摘頂いた内容について要件定義書に所要の修正をいたします。
19	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	-	備考欄に「AP設置可否要検討」とある拠点は、APが設置可能かどうかについて設置先の拠点と協議する必要がある理解でよいでしょうか。	調達仕様を正しく理解するため。	「AP設置可否要検討」とある拠点は、検討の結果「可」とした拠点のみを本調達の対象拠点とします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
20	意見	02_別添資料1.要件定義書	4	2	4	イ	2	【書類上の記載】Wi-Fi部の構成（ウ） 「一方、小規模地点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模地点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。この点を考慮して設計・積算すること。」  【意見】 別紙1_拠点一覧において、例として倉敷港湾合同庁舎は5フロアに対してAPが2台となっているため、1フロアにAPが1台未満の箇所がでてくと想定されます。2台ずつに修正していただけないでしょうか。	記載のNW機器数量では、1フロアに設置されているAPは1台となる計算のため、1台のみ設置されているフロアのAPが障害時に利用不能となる構成であるため。	ご指摘を踏まえて必要分を修正しております。
21	意見	02_別添資料1.要件定義書	5	2	4	イ	1	【書類上の記載】標準AP要件（ウ） 「PoE規格IEEE802.3atで動作すること。本仕様書記載の要件を最大15W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。」  【意見】 要件を満たすには機器メーカーが限定的になるため、「最大17W以下」等への変更をご検討いただけないでしょうか。	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
22	意見	02_別添資料1.要件定義書	6	2	4	ウ	1	【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 「また、各省庁が既存のネットワークにGSSでは整備を行わない各種個別のシステム（以下「個別システム」という。）が整備されている。既存ネットワークに接続されている個別システムは、GSS-NWに移行後もその接続を行えるように整備する必要がある。個別システムの接続については、デジタル庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し設置すること。」  【意見】 別紙1_拠点一覧を確認すると、個別システム接続ポート数が1～3となっています。拡張性を考慮しても24ポートは不要と考えるため、「接続するポート数に応じたポートを具備するスイッチ」等への変更をご検討いただけないでしょうか。	今回の仕様要件では、24ポートスイッチだとオーバースペックとなるため、貴庁の必要予算が増加すると考えております。そのため、24ポートスイッチの機器を選定することで貴庁の必要予算が増加すると考えるため。	本調達において対象となる個別システムはございません。ご指摘を踏まえ要件定義書に所要の修正をいたします。
23	意見	02_別添資料1.要件定義書	6	2	4	イ	1	【書類上の記載】高性能AP要件（オ） 「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps イーサネット規格が利用できること。また、5000Mbps /10Gbps イーサネット規格が利用できることを推奨する。」  【意見】 5000Mbps/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5000Mbps/10Gbps対応も必要となります。APがインタフェースを有しているだけでは仕様の効果が発揮されず、効果を発揮しようとすると末端部スイッチにてダウンリンクが5000Mbps/10Gbps対応した機器選定をしなければならず、貴庁の必要予算増加につながるため削除を検討いただけないでしょうか。	今回の仕様要件では、5000Mbpsおよび10Gbpsまで対応しているインタフェースを有する必要がないと考えております。5000Mbpsおよび10Gbpsまでを具備する機器を選定することで貴庁の必要予算が増加すると考えるため。	ご意見を踏まえ要件定義書を修正いたします。
24	意見	02_別添資料1.要件定義書	10	2	4	エ	1	【書類上の記載】認証認可処理部の要件（エ）D 「受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntralDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntralDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを提案すること。」  【意見】 スロットリング制限の発生はMicrosoft社の要件であるため、「スロットリング制限を受けない仕組み」という文言から「影響を軽減する仕組み」という文言への緩和や、要件の削除をご検討いただけないでしょうか。	スロットリング制限の発生はMicrosoft社の要件であり、影響を受けない仕組みを設計することは困難だと考えております。そのため、スロットリング制限が発生した際に影響を軽減する仕組みであれば設計可能だと考えるため。	ご指摘を踏まえ、「運用影響を受けない仕組み」から「運用影響を軽減する仕組み」に修正いたします。
25	意見	02_別添資料1.要件定義書	12	2	6	エ	1	【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 エ 設置されるラックは、デジタル庁が許可する場合を除き、施設可能なラックとし、その鍵は、600 通り以上の鍵違いがある鍵を使うこと。有線 LAN 整備に必要な LAN ケーブルは、AP—有線 LAN 部、有線LAN 部におけるパッチコード、執務室内等、目的別に応じたケーブルカラーを選定できるようにすること。  【意見】 多様なケーブルカラーを使用すると、分割損が発生し費用がかかってしまうと想定されるため、推奨要件への変更や文書の削除をご検討いただけないでしょうか。	ケーブルカラー使用の最小化を図ることでコスト削減が見込まれるため。	管理運用面から必要な要件であり、記載のとおりとします。
26	意見	02_別添資料1.要件定義書	12	2	6	キ	2	【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 キ 各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、AP の設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。  【意見】 「拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」と記載がありますが、規模に関わらず協議とする形に文言の修正をご検討いただけないでしょうか。	規模の大きさに限らず事前に協議を行わせていただくことで、万が一のトラブル発生を未然に防ぐことができるため。	記載のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については、計画的に実施できるよう協議いたします。
27	意見	02_別添資料1.要件定義書	17	4	(付録A)	オ	1	【書類上の記載】デジタル庁データセンター（GSSDC）について（イ）B B 空間 19 インチラック 7U 空間、奥行き 900mm ケーナット仕様  【意見】 想定しうる機器構成において、7Uという制限だと排熱の考慮等が難しく、適切な構成での提案を行うためにも、16U空間に緩和していただけないでしょうか。16U空間が難しい場合は可能な範囲で緩和をご検討いただけますでしょうか。	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	頂いたご意見を勘案し、延べ16U空間を確保いたします。併せて要件定義書に所要の修正をいたします。
28	意見	01_調達仕様書	13	6	2	ス	1	【書類上の記載】プロジェクト実施に当たっての前提条件 ス 打合せ等の議事録は、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の確認を得ること。  【意見】 打合せ等の議事録について、作成・提示期間を2営業日以内へ緩和していただけないでしょうか。	デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することが困難だと考えております。)	ご意見については、議事録は次回会合の準備に必要なものであるため、記載のとおりといたします。ポイントを絞って議事録を作成することで、要件どおり提出することは可能であるものと考えております。
29	意見	01_調達仕様書	18	6	3	ク	1	【書類上の記載】システム設計・構築・試験までの実施作業内容 ク（ア） 受注者は、会議終了後結論や双方の課題をまとめた議事録を翌営業日中に作成し、担当部署の承認を受けること。  【意見】 報告会議事録について、作成・提示期間を2営業日以内へ緩和していただけないでしょうか。	デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することが困難だと考えております。)	ご意見については、議事録は次回会合の準備に必要なものであるため、記載のとおりといたします。ポイントを絞って議事録を作成することで、要件どおり提出することは可能であるものと考えております。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
30	意見	01_調達仕様書	28	7	5	ア	1	<p>【書類上の記載】情報管理体制 ア（イ） 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、当庁に対し「別添資料5.情報管理体制」により「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を提出し、担当職員の間意を得ること。なお、情報取扱者名簿には、本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。</p> <p>【意見】 情報取扱者名簿から「生年月日」の記載を削除、もしくは「やむを得ない事情で個人単位で非開示希望がある場合は都度協議とする。」等の文言の追加していただけないでしょうか。</p>	<p>「生年月日」は個人プライバシーの情報となっており、やむを得ない事情で非開示希望がある担当者のアサインが難しい可能性があるため。</p>	記載のとおりとします。なお、「生年月日」の記載についてやむを得ない事情で個人単位の非開示希望がある場合は、当庁と協議の上、対応を検討いたします。
31	意見	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	4	-	1	<p>【書類上の記載】表3 サービスレベル目標値 ・表3_項目2_障害通知時間「ネットワークシステム軽微障害」目標値：30分以内 ・表3_項目9_障害復旧時間「ネットワークシステム大規模障害」目標値：代替機交換による復旧時間：DC拠点など12時間以内 整備拠点24時間以内</p> <p>【意見】 上記SLA目標値について、「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）における調達仕様書類「02-04_別添資料2. SLA項目一覧」の記載より短縮されております。目標値設定差分により、本調達対象外であるオーバーレイネットワーク機器等における障害の際、SLA目標値を満たすことが不可となってしまうことが見込まれるため、「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）におけるSLA目標値と同値にしてくださいませんか。</p>	<p>本調達対象外であるが、関連するプロジェクト要件により目標値達成不可となってしまう恐れがあるため。</p>	サービスレベルの目標値はあくまで本調達の機器保守の範囲で測定されることが前提です。目標の未達に関しては、月次報告でその原因と併せて報告されることが予定されますが、その際にオーバーレイネットワーク上の障害が原因であったことが明確であれば不可抗力と判断されると想定します。
32	意見	02_別添資料1. 要件定義書	17	4	(付録A)	オ	1	<p>【書類上の記載】デジタル庁データセンター（GSSDC）について（イ） A 電源 交流 100V 又は 200V 50Hz（10A 以下）2回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り 200V/100V 対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200V を選択し、対応できるようにすること）</p> <p>【意見】 利用可能電源において、10A以下2回路とありますが、3000W 2回路に緩和していただけないでしょうか。</p>	<p>最大消費電力の計算において、柔軟な構成設計を可能とするため。</p>	ご意見を勘案し、要件定義書に所要の修正をいたします。
33	質問	02_別添資料1. 要件定義書	-	-	-	-	1	<p>【質問】 機器選定をする上での確認となりますが、要件定義書に記載されている「/」は、「および」ではなく「または」という認識でありますが、問題ないでしょうか。（例えば、2.3.ア 概要の「オーバーレイ上に、専用網相当たる複数の独立した経路表を取り扱えるIPv4/IPv6ルーティング機能及び複数のVIDに対応した仮想イーサネット回線を構成可能とし」）</p>	<p>仕様要件を明確にすることで、適切な機器選定、構成検討が可能となるため。</p>	統一されているわけではございません。例えば、ご指摘の点につきましては、「及び」となります。「及び」か「又は」につきましては、前後の文面からご判断ください。
34	質問	02_別添資料1. 要件定義書	-	-	-	-	2	<p>【質問】 本調達において敷設するケーブルは、保守範囲に含むという認識でしょうか。もし保守に含まれる場合は、電気通信工事に該当しない範囲とし、以下の事項は他責事項として除外していただきたい。 また、SLAに関してはケーブル不具合は、全国規模であることや、障害のほとんどが他責であるため含めなくて頂きたい。 ①天災、火災、盗難、故意または過失による損傷 ②第三者による不適切な取り扱いや改造、損傷 ③契約者以外の者による修理や改造 ④LANケーブルの敷設工事や新規設置</p>	<p>スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれ、また責任分界点の曖昧さを排除するため。</p>	本調達において敷設するケーブルは保守範囲に含む認識です。なお、通信事業者の所掌する部分はその範囲に含めないこととし、通信事業者の保障する範囲での保守が適用され、本調達で提示しているSLAの適用からは除外します。ただし、他責での障害事象についても利用者に影響のあったものは報告の対象とします。また、他責であったかどうかの判断は、事後に確定するものと考えます。想定される具体例を列挙頂いておりますが、それらの原因に対しては、月次報告にて具体的な原因事象をご説明頂き、内容を確認の上判断することになります。
35	質問	02_別添資料1. 要件定義書	1	1	1	-	1	<p>【書類上の記載】対象となる拠点 令和9年度の増減規模としては15と想定する。</p> <p>【質問】 拠点新設数と拠点廃止数の合計が15拠点という認識で合っておりますでしょうか。また各新設及び廃止の規模感に関しても不明ですので、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「令和9年度の増減規模としては15と想定する」と記載がございしますが、拠点数が増加なのか減少なのか明確では無いため。また、各増減の規模が示されておらず、明確にすることでコスト削減が見込まれるため。</p>	15拠点につきましてはご認識の通りです。拠点の規模感については小規模拠点の想定ですので、要件定義書に所要の修正をいたします。
36	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	1	<p>【書類上の記載】スケジュール上の留意点 移転先住所が未定で、定めがない場合は、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定することなど。</p> <p>【質問】 入札時点で、拠点の移転情報に更新がある場合、ご提供いただくことは可能でしょうか。また、移転先住所やフロア数等が未定の場合、拠点の規模も不明瞭であると想定されますが、機器の規模は移転元の拠点と同様であると仮定してもよろしいでしょうか。</p>	<p>拠点の移転に伴う各要素から必要な経費を明確にすることにより、コスト削減が見込まれるため。</p>	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料として対応します。
37	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	1	<p>【書類上の記載】スケジュール上の留意点 デジタル庁は、予期できない変更・保守経費に対して、応札時の見積単価を根拠として協議することを想定している点に留意すること。</p> <p>【質問】 見積単価はどの粒度でお出しすべきでしょうか。</p>	<p>見積単価の提示においては、作業単位、職種別、工程別など、さまざまな粒度が考えられ、案件の性質や規模によって適切な粒度が異なる可能性がある。応札者間での認識の齟齬を防ぎ、協議の円滑化を図る観点からも、見積単価の提示粒度について事前に明確化しておくため。</p>	可能な限り詳細な粒度で見積っていただければと思います。
38	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	2	1	ア	1	<p>【書類上の記載】システム構成の概要 ア オーバーレイネットワークシステム 別紙1にて指示する拠点内のネットワークシステムとこれらを集約するデータセンタ（以下、GSSDC）で提供されるネットワークサービスを示す。本調達の各導入拠点では「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）にて整備済みであり、調達の対象外となる。</p> <p>【質問】 省内ネットワークシステムの機能提供にあたり、「法務省のガバメントソリューション サービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）の整備済みの環境を、同環境整備事業者と連携の上、利用することは可能でしょうか。</p>	<p>要求機能の提供手段の一つとなりえるか確認するため。</p>	省内ネットワークシステムの構築にあたり、整備済みの環境について当該整備事業者と連携することをお願いいたします。ただし、その環境を利用することの可否は当該事業者を含めた協議を要し、整備済みの環境が使用期間が終了した後の機能提供まで考慮する必要があります。ご提案は本調達の要求を充足するようお願いいたします。
39	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	2	1	ア	1	<p>【書類上の記載】システム構成の概要 ア オーバーレイネットワークシステム 別紙1にて指示する拠点内のネットワークシステムとこれらを集約するデータセンタ（以下、GSSDC）で提供されるネットワークサービスを示す。本調達の各導入拠点では「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）にて整備済みであり、調達の対象外となる。</p> <p>【質問】 オーバーレイネットワークシステムについては、新設拠点等、「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」で調達されていない拠点についても、調達対象外の認識で合いますでしょうか。</p>	<p>スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため。</p>	ご認識の通りです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
40	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	ア	1	【質問】概要 各拠点のオーバーレイネットワークシステムとの接続にあたり、オーバーレイネットワークシステムの各拠点のWAN接続装置から提供される、省内ネットワーク接続用ポート数は何ポートでしょうか。	スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため	基幹部のポート数について、閲覧資料として提示いたします。
41	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	ア	1	【質問】概要 オーバーレイネットワークシステムの各拠点のWAN接続装置への接続作業は、本調達対象範囲の認識でよいでしょうか。	スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため	オーバーレイネットワークシステムの各拠点のWAN接続装置への接続作業は、本調達対象範囲とします。
42	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	イ	1	【書類上の記載】Wi-Fi部の構成（ウ） 受注者が設計を行う場合（項番(イ),(ウ)が該当）で、中規模拠点・大規模拠点においては、APの単一障害や保守作業（機器の輻番アップデート）などにおいても、実効帯域の低下は受容するが、エリアの欠損が発生しないように設計し、積算すること。 【質問】 「エリア」の定義は「執務室等ご担当者様が利用される箇所」という理解でよろしいでしょうか。	「エリア」を正しく理解し、提案、設計時において適切な積算、機器選定を行うため。	「エリア」は執務室等職員がGSS端末を使用して業務を遂行する場所とご理解ください。ご指摘を踏まえ、要件定義書に所要の記載をいたします。
43	質問	O2_別添資料1_要件定義書	4	2	4	イ	1	【書類上の記載】Wi-Fi部の構成（ウ） 一方、小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない。 【質問】 「O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧」ではAP数が1台の拠点が存在しますが、利用不能を避けるためには2台以上設置することが要件と理解すればよろしいでしょうか。	正しい理解を行い適切な積算、提案を行うため。	ご理解いただいている通りです。ご指摘を踏まえて必要分を修正しております。
44	質問	O2_別添資料1_要件定義書	5	2	4	イ	1	【書類上の記載】AP及びWLC部の技術要件（ク） APは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。 【質問】 「利用密度が高い」と判断される基準についてご教示いただけますでしょうか。	「利用密度」の定義について正しい理解を行い適切な積算、提案を行うため。	相互に補充関係になる複数台のAPの組み合わせにおいて、1台の故障等による縮退運転時に、標準のAPが利用者数の通信すべてを許容できない状況を「利用密度が高い」と考えます。故に、ご提案の機器の性能に依存する基準となります。
45	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 基幹部は、中・大規模拠点においては執務室又はサーバ室・EPS室・MDF室に配置され、末端部とアクセスサービスを經由してGSSDC上のGSS-NWとの接続を担う。なお、別紙1において、デジタル庁は、各拠点において提供するアクセスサービスを記載（アクセスサービスの技術要件を含む）している。基幹部は、アクセスサービスと接続し、GSS-NWへ接続できなければならない。 【質問】 各拠点における基幹部は2台以上でスタック等の技術を用い、冗長化が必要でしょうか。	要件を正しく理解し、必要な機器を提案、提供するため。	各拠点の基幹部は既に整備済みであり、本調達の対象外となります。誤解を招く記述があるため、要件定義書に所要の修正をいたします。
46	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 個別システムの接続については、デジタル庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。 【質問】 別紙1にて指定する場所はどちらを指しておりますでしょうか。全拠点と考えてよいでしょうか。	別紙1で指示されている場所についての認識をすり合わせることで、必要なSW数や接続方法を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため。	本調達において対象となる個別システムはございません。ご指摘を踏まえ要件定義書に所要の修正をいたします。
47	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 基幹部は、中・大規模拠点においては執務室又はサーバ室・EPS室・MDF室に配置され、末端部とアクセスサービスを經由してGSSDC上のGSS-NWとの接続を担う。なお、別紙1において、デジタル庁は、各拠点において提供するアクセスサービスを記載（アクセスサービスの技術要件を含む）している。基幹部は、アクセスサービスと接続し、GSS-NWへ接続できなければならない。 【質問】 LAN側のデフォルトゲートウェイ機能は基幹部で行うという認識で合いますでしょうか。	要件を正しく理解し、必要な機器を提案、提供するため。	各拠点の基幹部は既に整備済みであり、本調達の対象外となります。誤解を招く記述があるため、要件定義書に所要の修正をいたします。
48	質問	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	ウ	1	【書類上の記載】末端部の技術要件（ア） （ア）別紙1の拠点においては、フロアスイッチやエッジスイッチ末端部での利用端末数が、100以上が見込まれる場合、末端部と基幹部は、10GBase-Xメディアを2つ利用し、100未満の場合は、1Gbase-Xメディアを2つ利用して接続すること。 【質問】 末端部は「メディア2つ利用」との記載があることからLAG等を使用した接続が必要という理解でよろしいでしょうか。末端部は2台以上で冗長化された異なるHWに対して「メディア2つを利用」して接続を行うことが必要という認識で合いますでしょうか。	要件を正しく理解し、必要な機器を提案、提供するため。	メディアを2つ使用するという要求は、2台以上で冗長化された基幹部の装置に対してそれぞれ接続を確保することを目的としています。したがって、ご質問の記述にあるご理解とご認識の通りとなります。
49	質問	O2_別添資料1_要件定義書	9	2	4	エ	1	【書類上の記載】認証認可処理部の要件（イ）（**） C. 対象となるユーザーが有効である。 【質問】 ユーザーが有効であるというのどのような状態を示すものでしょうか。例えば、証明書が失効されていない状態か、アトリビュート属性で休職のようなユーザを無効とさせるものがあるのか。それ以外を示すのかご教示いただけますでしょうか。	仕様要件を明確にすることで、適切な機器選定、構成検討が可能となるため。	ご指摘の点を明確にすることは、技術的提案を狭めることとなるため、「対象となるユーザーが有効である」点を合理的に評価するご提案をいただければ問題ないと考えます。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
50	質問	02_別添資料1.要件定義書	11	2	5	ア	1	<p>【書類上の記載】概要 受注者は、本調達において導入した機器について、構成管理、稼働監視等を一体的にGSSDCから実施できる統合管理監視システムを提供すること。統合管理監視システムに求める要件は、以下の通り。</p> <p>【質問】 統合管理監視システムにおける各種ログ等の保存期間をご教授頂けないでしょうか。バックアップ頻度、世代、バックアップ先（遠隔地、オフライン等）の要件をご教示いただけますでしょうか</p>	要件を正しく理解し、必要な機器を提案、提供するため。	統合管理監視システムにおける各種ログ等の保存期間は未定です。ただし、整備済みのオーバーレイネットワークシステムで実施している保存期間を踏襲して頂くことを想定しています。バックアップに関する要件は、大規模障害における普及目標時間を達成できる水準で設計することを求めます。
51	質問	02_別添資料1.要件定義書	11	2	5	イ	1	<p>【書類上の記載】統合管理監視システムに求める技術要件（キ） デジタル庁が提供するパロアルトネットワークス社製 UTM たる PA-5450（構成詳細については、デジタル庁に問い合わせることを）を有している。この筐体に対して、デジタル庁が提供する文書を踏まえ、通過トラフィックの通信制御や、脅威防御、GSS 端末からの VPN 接続などのセキュリティ機能を設定すること。</p> <p>【質問】 「オーバーレイネットワーク」は調達範囲外と記載がありますが、UTMはオーバーレイネットワークの範囲には含まれないのでしょうか。UTMが要件の範囲に入る場合には「オーバーレイネットワーク」は出入国在留管理庁用に新たに設計・設定を行い、「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」のオーバーレイネットワークと論理的に分離を行うことが要件となりますでしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	UTMはオーバーレイネットワークと同様に調達範囲外となります。
52	質問	02_別添資料1.要件定義書	11	2	5	イ	1	<p>【書類上の記載】統合管理監視システムに求める技術要件（ク）B オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ集約機器等において収集・保管される詳細なログデータを、標準的なプロトコル（scprsync,https 等）でデジタル庁が指定するログ収集サービスに転送できるように構成すること。ログデータは当庁が指定するフォーマットに従うこと。</p> <p>【質問】 オーバーレイネットワークシステムについての監視内容であるため、本調達対象外の認識で合いますでしょうか。</p>	スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため	オーバーレイネットワークシステムについての監視内容の整備は本調達の範囲外です。ご指摘の事項は誤記も含まれるため、要件定義書に所要の修正をいたします。
53	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	6	-	1	<p>【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 本要件は、機器などやケーブル施工上の要件を定める。</p> <p>【質問】 機器設置に必要な電源をご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。電源は原則100Vの前提という理解でよろしいでしょうか。電源工事は不要という理解でよろしいでしょうか。電源冗長等が必要な場合には別途、提供、ご指示頂けるという理解でよろしいでしょうか。その他電源にかかわる提供条件（電源系統数、コンセント口数等）をご教示いただけますでしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	省内ネットワークシステムの機能提供にあたり、「法務省のガバメントソリューション サービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」（令和6年1月）において整備済の環境を、同環境整備事業者と連携の上、利用することを想定しています。そのうえで、本調達にて設置する機器に対して充足するかどうか不明の場合は現地調査にて明らかにして頂きます。
54	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	6	ク	1	<p>【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 受注者は、Wi-Fi の AP において、UTP ケーブルの配架工事を含め、Wi-Fi でのアクセスを必要とする各執務室・会議室等に取り付け、設置場所において、端末等が、Wi-Fi にて業務を進める上で必要な品質を提供できていることを確認しなければならない。その確認手段は、受注者が整備する機器群の機能性などを考慮した上で手法を提案すること。</p> <p>【質問】 品質確認の際に「2.7その他」記載の「(ア) Microsoft 365 E5 ライセンスをもって、Intune MDM 管理下にある Windows 11 PC」（GSS端末と理解）を必要数ご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	品質確認の際にGSS端末を提供することは可能です。ただし、必要数については協議の上決定することとします。
55	質問	02_別添資料1.要件定義書	15	4	(付録A)	ア	1	<p>【書類上の記載】全国網サービスについて 全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図で GSS 運用担当者の対応としている①②④も含め、①～⑤の申し込み手続きについては受注者にて対応するものとする。</p> <p>【質問】 「03_別添資料1_別紙1_拠点一覧」を拝見する限り、「想定回線（正・副）」の記載がございませんが、本調達では「全国網サービス」の調達は含まれない認識で合いますでしょうか。</p>	スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため	ご認識のとおり、本調達では「全国網サービス」は含まれません。
56	質問	02_別添資料1.要件定義書	17	4	(付録A)	オ	1	<p>【書類上の記載】デジタル庁データセンター（GSSDC）について（イ）A A 電源：交流 100V 又は 200V 50Hz（10A 以下）2 回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り 200V/100V 対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200V を選択し、対応できるようにすること）</p> <p>【質問】 PDU等提供いただけないでしょうか。提供いただけるコンセント形状（ENMA 5-15R/L6-20R/IEC C13/19t等）と口数の情報を提供いただけないでしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な機器、設計、体制を提案するため。	GSSDCではPDUからの電源供給となります。提供するコンセント形状と口数は100V：NEMA 5-15R x 12、200V：IEC60320C13 x 12となります。
57	質問	02_別添資料1.要件定義書	17	4	(付録A)	オ	1	<p>【書類上の記載】デジタル庁データセンター（GSSDC）について（イ）A （イ）A 電源：交流 100V 又は 200V 50Hz（10A 以下）2 回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り 200V/100V 対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200V を選択し、対応できるようにすること）</p> <p>【質問】 電源容量について2000W×2回路が担保されるという認識で合いますでしょうか。</p>	記載内容通り解釈すると、想定される電源容量が曖昧であり、機器構成検討が困難であるため。	電源容量について、交流100Vおよび200Vにて2000W×2回路相当を確保することとします。
58	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	<p>【書類上の記載】図2 作業想定スケジュール 図2 作業想定スケジュール LAN構築・テスト スケジュール内「複合機・プリンタ接続」</p> <p>【質問】 今回の調達スコープは複合機・プリンタへのLANケーブル配線であり、複合機・プリンタへのLANケーブル接続は、スコープ外という認識で合いますでしょうか。</p>	スコープを明確化し、作業範囲を明確化することにより、コスト削減が見込まれるため。	LANケーブルの接続作業がスコープ外はご認識通りですが、動作確認時において不具合があった場合の調査・対応が必要です。なお、仕様書に所要の記載をいたします。
59	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	<p>【書類上の記載】図2 作業想定スケジュール 図2の個別システムのスケジュール内「接続作業・テスト」</p> <p>【質問】 実際の接続作業は本調達のスコープ外と認識しておりますが、認識で合いますでしょうか。また、テストはどのような内容を想定されておりますでしょうか。要件定義書に記載が見受けられなかったためご教授いただけますでしょうか。</p>	スコープを明確化し、作業範囲の誤認による見積差異や役割分担の混乱を避けることで、貴庁の提示する要件に合致した見積を作成するため。	本調達において対象となる個別システムはありませんので、仕様書からは削除します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
60	質問	O1_調達仕様書	17	6	3	カ	1	<p>【書類上の記載】テストに関する事項（イ）複数の事業者に関係する、GSSの全体に係るようなテスト（結合テスト及び総合テスト等）は、関連する事業者と協働すること。</p> <p>【質問】オーバーレイ拠点機器/集約機器との接続テスト等の過程において不具合やトラブル等が発生した場合には、解決に向けてオーバーレイ構築事業者と本調達事業者が直接連携して対応する、という認識で合いますでしょうか。</p>	直接連携することにより、トラブル対応の迅速性および実効性の観点から、有意性があると考えため。	ご認識のとおりです。
61	質問	O3_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	1	<p>【書類上の記載】備考：AP設置可否要検討</p> <p>【質問】AP設置可否要検討と記載のある拠点において、AP数は記載どおりとして見積作成とすればよいでしょうか。</p>	文言の認識齟齬をなくし、必要な経費を明確にすることにより、コスト削減が見込まれるため。	「AP設置可否要検討」とある拠点は、検討の結果「可」とした拠点のみを本調達の対象拠点としますので、拠点一覧に記載の通りとして見積作成願います。
62	質問	O4_別添資料2_SLA項目一覧	8	3	4	-	1	<p>【書類上の記載】サービスレベル目標値SLA項目に設定する目標値と測定開始契機を表3に示す。</p> <p>【質問】本調達では既設の「法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等」にて整備を行った「オーバーレイネットワーク」を介したLANサービスとなり「オーバーレイネットワーク」及び「オーバーレイネットワーク」が使用する回線等に起因する障害発生時にはその障害種別分類、原因、切り分けには本調達の保守事業者のみでは困難な場合（例：回線が不安定なための認証障害など）が想定されます。これらの場合のサービスレベル目標値の考え方をご教示いただけますでしょうか。</p>	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	サービスレベルの目標値はあくまで本調達の機器保守の範囲で測定されることが前提です。目標の未達に関しては、月次報告でその原因と併せて報告されることが予定されますが、その際にオーバーレイネットワーク上の障害が原因であったことが明確であれば不可抗力と判断されると想定します。
63	質問	O4_別添資料2_SLA項目一覧	11	4	1	-	1	<p>【書類上の記載】不可抗力風水害、地震、落雷等の天災及び広域災害、テロ行為又はこれらに準ずる人災によるサービス停止</p> <p>【質問】広域災害、テロ等の人災又はこれらに準ずる災害には「交通障害（計画運休、高速網、鉄道網、航空網等公共交通機関の大規模な不具合）」「大規模停電（送電網の不具合等）」「サイバー攻撃（サイバー攻撃等による物流網、サプライチェーンの混乱、停止等）」および「NISICの定める重要インフラ（全15分野）へ対するサイバー攻撃」を含むという認識で合いますでしょうか。</p>	予め定義を明らかにし、不可抗力事象が発生した場合、双方で速やかに合意等を行うため。	不可抗力によるサービス停止であったかどうかの判断は、事後に確定するものと考えます。想定される不可抗力の具体例を列挙頂いておりますが、それらの原因でサービスレベルの目標値が未達となった事象に対しては、月次報告にて具体的な原因事象をご説明頂き、内容を確認の上判断することになります。
64	意見	O2_別添資料1_要件定義書	5	2	4	イ(ウ)	1	<p>【書類上の記載】(ウ) PoE 規格IEEE802.3atで動作すること。本仕様書記載の要件を最大15W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。</p> <p>【意見】一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドルやTypical（平常時）状態の消費電力で動作します。そのため、消費電力を検討する場合には最大ではなく、Typicalの消費電力値が重要であり、各製品ベンダのデータシートにおいては最大だけでなく、Typicalの数値が記載されております。また、本年度の「財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」では標準APの消費電力は最大17Wの推奨値でした。財務局と本仕様書記載の要件は同じである認識ですので、以下に修正をお願いできますでしょうか。</p> <p>(ウ) PoE 規格IEEE802.3atで動作すること。本仕様書記載の要件を17W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートのTypicalの値として記載されていなければならない。</p>	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
65	意見	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	イ(ア)	2	<p>【書類上の記載】(ア) Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2MIMO、20/40/80/160MHzチャネル幅Wi-Fi6E/7規格の6GHz帯において、日本国内にて認可されている2.4GHz帯（1CH-13CH）、5GHz帯（W52/53/56）、Wi-Fi6E/7 6GHz帯に対応すること。</p> <p>【意見】「4x4:4 又は 2x2:2 MIMO」の記載がございますが、本項目は高性能AP要件であり、MU-MIMOを活用した高いスループットが求められると想定しております。職員が利用する5GHz及び6GHzについては、4x4:4が必須と考えており、「4x4:4 MIMO(5GHz/6GHz帯)及び2x2:2 MIMO(2.4GHz帯)」に表現の必要をお願いできませんでしょうか。もしくは有線LANの高速な規格のように、5GHz及び6GHzで4x4:4に対応していることは推奨要件として以下の通りに追加いただけないでしょうか。</p> <p>(ア) Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2MIMO、20/40/80/160MHzチャネル幅Wi-Fi6E/7規格の6GHz帯において、日本国内にて認可されている2.4GHz帯（1CH-13CH）、5GHz帯（W52/53/56）、Wi-Fi6E/7 6GHz帯に対応すること。ただし、5GHz/6GHz帯については4x4:4 MIMOに対応していることを推奨する。</p>	機能的な公平性の観点から	ご意見の採用は見送らせていただきます。
66	意見	O2_別添資料1_要件定義書	6	2	4	イ(オ)	1	<p>【書類上の記載】(オ) 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbps / 10Gbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。</p> <p>【意見】5000Mbps/10Gbpsの対応については、802.3at利用時にサポートしている製品は限定的となり、弊社の提案想定APでもサポートしておりません。加えて接続先有線LANスイッチの5000Mbps/10Gbps対応も必要となります。また末端部スイッチにてダウンリンクが5/10Gbps対応しているものを選定した場合、費用として高額となります。</p> <p>上記の理由により、5/10Gbpsについては削除いただけないでしょうか。もしくは、「エッジスイッチのダウンリンク並びにAPの有線LANインターフェースが、5/10Gbpsに対応していることを推奨する」にご変更いただけないでしょうか？</p>	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえ要件定義書を修正いたします。
67	意見	O2_別添資料1_要件定義書	10	2	4	エ(カ)	1	<p>【書類上の記載】受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信を末端拠点ゲートウェイ機器等に対して、指定するVIDを付与したL2にて引き渡ししなければならない。</p> <p>【意見】ローミング用の通信については、仕様書に記載されております下記のAP機能を活用し、人的ミス避けるために拠点側の設計を不要とすることが望ましいと考えます。「APは、ゲスト向けWi-Fiなど、通信をカプセル化して通信を隔離すべき通信対象に対しては、AP部からWLC部間にトンネルを構築し、WLCとAP下の端末とブリッジできること」</p> <p>よって、以下に変更することをご検討いただけませんか？ 「受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信はAP部とWLC部間のトンネルを経由し、WLCにて指定するVIDを付与した上でL2へ引き渡ししなければならない。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえたうえで、記載のまま変更なしとします。
68	意見	O2_別添資料1_要件定義書	11	2	5	イ(イ)	1	<p>【書類上の記載】(イ) 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】「昨年度の」法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等と同様に下記の要件を追記していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信（例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、疫体分析など）を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	管理する通信とされている内容がセキュリティ判断により強く影響を受けることが想定されるため、ISMAP認定クラウドでの構築を認め、以下のとおりとします。「統合管理監視システムは、個別のシステムとしてGSSDCもしくは、GSSDCと隣接接続されているISMAP認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。」

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
69	質問	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	4	イ-(カ)	1	<p>【書類上の記載】                      (カ) ビームフォーミングに対応すること。APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。</p> <p>【質問】                      MU-MIMOはSU-MIMOと比較してより高機能なものであるため、MU-MIMOのみサポートしていれば問題ない認識ですが合っておりますでしょうか。</p>	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
70	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	4	イ-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】                      (ウ) PoE 規格IEEE802.3atで動作すること。本仕様書記載の要件を最大15W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。</p> <p>【質問】                      本年度の「財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」では標準APの消費電力は最大17Wの推奨値となっておりますが、本仕様書において15Wに削減した理由はございますでしょうか。</p>	機器選定に必要なため	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正いたします。
71	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	5	イ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】                      (イ) 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【質問】                      統合管理監視システムは、各省庁個別のシステムとしてGSSDC上にデジタル庁様の管理下で構築かつ稼働するものと理解しており、かつ、外部サービスとの接続を必要としないことが求められます。そのため、ISMAP認定クラウドサービスであっても、外部サービスにあるために、導入機器の一元管理を目的とした本システムでの利用は認められていないという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	管理する通信とされている内容がセキュリティ判断により強く影響を受けることが想定されるため、ISMAP認定クラウドでの構築を認め、以下のとおりとします。 「統合管理監視システムは、個別のシステムとしてGSSDCもしくは、GSSDCと閉域接続されているISMAP認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。」
72	質問	O2_別添資料1.要件定義書	11	2	5	イ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】                      (イ) 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【質問】                      統合管理監視システムについては、他省庁で構築するガバメントソリューションサービスと共用することは認められていないという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	省内ネットワークシステムの構築にあたり、整備済みの環境について当該整備事業者と連携することをお願いいたします。ただし、その環境を利用することの可否は当該事業者を含めた協議を要し、整備済の環境が使用期間を終了した後の機能提供まで考慮する必要があります。 ご提案は本調達の要求を充足するようお願いいたします。